平成2年度役員会報告

平成2年12月1日出午後1時30分から2時まで、まきび会館において開催された。

議題ならびに討議内容は下記の通りである。

①次期研究会長の選出について……平成2年10月16日,岡山大学農学部において開催した常務理事会において猪貴義会長から退任の意を受け,次期会長の選出方法について審議した。その結果,次期会長は話し合いによる調整をはかるよりも,理事,常務理事,監事による郵便投票によって決めることが最も良策であるとの結論に至った。なお,選挙管理委員会は常務理事会をもってこれにあてることにした。11月1日~10日の間郵便投票を行ない,11月13日開票,集計を行った。その結果,田坂賢二教授(岡山大・薬学部)が選出され,役員会で承認された。

②研究会会則の改正について……現行の会則は発足後8年を経過しており現状と合わない条項および会の運営に支障をきたしている条項があることなどから、会則の改正に着手した。11月5日に改正案の検討に入り、11月13日の常務理事会で改正案の審議を行なった。その結果、改正案は役員会に提案することにした。役員会では改正案について若干の質疑がなされ、了承された。なお、改正された会則はこの役員会報告の後にまとめて記載した。

③監事の交代について……現在の監事は高橋正 侑先生(ノートルダム清心女子大),湯原正高先生 (岡山大・農学部)にお願いしているが,高橋正 侑先生は長年にわたって監事をつとめられたこと から,今回退任を申し出られた。そのため,その 後任として中永征太郎先生(ノートルダム清心女 子大)が推薦され、承認された。

④平成2年度の会計報告について……平成2年 11月28日現在の収入と支出額,残高について中間 報告があった。

⑤会員数の動向について……会員数は平成2年 11月28日現在129名(県内72名,県外57名)になった。

⑥次期(第21回)研究会の開催について……次期の研究会は来年5~6月頃開催する予定である,

などが出された。

岡山実験動物研究会会則の改正

研究会会則の改正が平成2年12月1日の総会で 承認された。以下に改正された会則の全文を掲載 したが、アンダーラインをひいた個所は今回改正、 追加した部分である。

(名 称)

第1条 本会は岡山実験動物研究会(<u>英文名:</u> Okayama Association for Laboratory Animal Science) と称する。

(組 織)

第2条 本会は<u>岡山県内並びに県外において</u>実験 動物及び動物実験に関心を持つ人々によって組 織された団体である。

(目 的)

第3条 本会は実験動物<u>及び</u>動物実験についての 知識の交流をはかり、あわせてこれら関連領域 の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の 事業を行う。
 - (1) 学術集会, 講演会等の開催
 - (2) 会誌及び関係学術資料の刊行
 - (3) 会員相互の連絡
 - (4) その他必要と認められる事業。

(会 員)

- 第5条 本会の会員は次の通りとする。
 - (1) 正会員 本会の目的に賛同して,所定の 入会申込書を提出した個人とする。
 - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同して,理事会 の承認を経て所定の入会申込書を提出した個 人または法人とする。
 - (3) 名誉会員 本会の発展に功労があった者で、 理事会の承認を経て推薦された者とする。

(役 員)

- 第6条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 理事 <u>15名以上20名以内</u>(うち,会長1 名及び常務理事若干名)
 - (2) 監事 2名
 - (3) 評議員 若干名

(役員の選任)

第7条 会長及び常務理事は理事の互選によりこれを定める。理事は正会員の互選により選出された者とする。監事及び評議員は理事会が選出し、会長がこれを委嘱する。

(役員の職務)

- 第8条 役員の職務は次の通りとする。
 - (1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。必要に応じ理事会及び常務理事会を召集する。 会長に事故あるときは理事の互選により1名 を選び、会長の職務を代行する。
 - (2) 理事は理事会を組織し、本会の会務を審議し、議決する。
 - (3) 常務理事は会長を補佐し、庶務、会計、渉 外、集会、広報などの実務を担当する。
 - (4) 監事は本会の会計を監査する。
 - (5) 評議員は評議員会を組織し、会長の諮問をうけ、重要事項を審議する。

(役員の任期)

第9条 本会の役員の任期は2年とし、再選は妨げない。

(会 計)

- 第10条 本会の経費は正会員並びに賛助会員の会費,寄付金,その他の収入をもってこれにあてる。会計年度は暦年度とし、会費は別に定める。 (運営規則)
- 第11条 本会の運営はこの会則によるが、会則の 変更は理事会の議決を経て、総会の承認を受け ることとする。

(総会の構成)

第12条 総会は正会員をもって組織する。

(退 会)

第13条 会員が退会しようとするときは、退会届 けを会長に提出しなければならない。

(事務局)

第14条 本会に事務局を置く。 本会則は平成2年12月1日より施行する。